

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）

（案件名）

- ・ 令和 6 年度地方債に係る同意等（最終協議（追加分））について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

清水地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 2 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体
- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条

第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和6年度地方債同意等額（最終協議（追加分））について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

（単位：億円）

	同意等額 （最終協議分） （A）	既同意等額・ 届出額 （B）	合計 （A+B）	地方債計画額
通常収支分	（－） 13	（206） 132,436	（206） 132,449	（350） 114,205
東日本 大震災分	（－） —	（0） 8	（0） 8	（1） 7
総計	（－） 13	（206） 132,444	（206） 132,457	（351） 114,212

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 （ ）書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

2. 今回同意等を行う主な事業債について

公共事業等債（11億円）

災害復旧事業債（2億円）

3. 今後のスケジュール

○最終協議（追加分）：3月27日（木）に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和6年度 最終協議(追加分)(予備費分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第2次分+最終協議 +届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	1,452	821	2	823	629	56.7%
公 共 事 業 等	-	-	-	-	-	-
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※※	-	-	-	-	-	-
公 営 住 宅 建 設 事 業	-	-	-	-	-	-
災 害 復 旧 事 業	1,452	821	2	823	629	56.7%
教育・福祉施設等整備事業	-	-	-	-	-	-
学 校 教 育 施 設 等	-	-	-	-	-	-
社 会 福 祉 施 設	-	-	-	-	-	-
一 般 廃 棄 物 処 理	-	-	-	-	-	-
一 般 補 助 施 設 等	-	-	-	-	-	-
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一 般 単 独 事 業	-	-	-	-	-	-
一 般	-	-	-	-	-	-
地 域 活 性 化	-	-	-	-	-	-
防 災 対 策	-	-	-	-	-	-
地 方 道 路 等	-	-	-	-	-	-
旧 合 併 特 例	-	-	-	-	-	-
緊 急 防 災 ・ 減 災	-	-	-	-	-	-
公 共 施 設 等 適 正 管 理	-	-	-	-	-	-
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊 急 浚 渫 推 進	-	-	-	-	-	-
脱 炭 素 化 推 進	-	-	-	-	-	-
こども・子育て支援事業	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	-	-	-	-	-	-
辺 地 対 策	-	-	-	-	-	-
過 疎 対 策	-	-	-	-	-	-
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行 政 改 革 推 進	-	-	-	-	-	-
調 整	-	-	-	-	-	-
公 営 企 業 債	-	-	-	-	-	-
水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
工 業 用 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
交 通 事 業	-	-	-	-	-	-
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	-	-	-	-	-	-
港 湾 整 備 事 業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	-	-	-	-	-	-
地 域 開 発 事 業	-	-	-	-	-	-
下 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
観 光 そ の 他 事 業	-	-	-	-	-	-
臨 時 財 政 対 策 債	-	-	-	-	-	-
退 職 手 当 債	-	-	-	-	-	-
補 正 予 算 債	218	201	11	212	6	97.1%
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(0)	(0)	-	(0)	(0)	-
合 計	(0) 1,670	(0) 1,021	- 13	(0) 1,034	(0) 636	(0.0%) 61.9%
減 収 補 填 債 (5 条 分)	-	-	-	-	-	-
減 収 補 填 債 (特 例 分)	-	-	-	-	-	-
借 換 債	-	-	-	-	-	-
総 計	(0) 1,670	(0) 1,021	- 13	(0) 1,034	(0) 636	(0.0%) 61.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

		地方債計画額	既同意等額 (第2次分+最終協議 +届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
		A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
	一般会計債	-	-	-	-	-	-
	公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
	災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
	一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
	一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債		-	-	-	-	-	-
	水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債		(0)	(0)	-	(0)	(0)	-
総計		(0) -	(0) -	- -	(0) -	(0) -	- -

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

		地方債計画額	既同意等額 (第2次分+最終協議 +届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
		A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
1 通常収支分		(0)	(0)	-	(0)	(0)	(0.0%)
		1,670	1,021	13	1,034	636	61.9%
2 東日本大震災分		(0)	(0)	-	(0)	(0)	-
		-	-	-	-	-	-
合 計		(0) 1,670	(0) 1,021	- 13	(0) 1,034	(0) 636	(0.0%) 61.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和6年度 最終協議(追加分)(予備費分)【補正予算債の内訳のみ】

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第2次分+最終協議 +届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一 般 会 計 債	(218)	(201)	(11)	(212)	(6)	(97.1%)
公 共 事 業 等	(218)	(201)	(11)	(212)	(6)	(97.1%)
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
教育・福祉施設等整備事業	-	-	-	-	-	-
学校教育施設等	-	-	-	-	-	-
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物処理	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等	-	-	-	-	-	-
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一 般 単 独 事 業	-	-	-	-	-	-
一 般	-	-	-	-	-	-
地域活性化	-	-	-	-	-	-
防災対策	-	-	-	-	-	-
地方道路等	-	-	-	-	-	-
旧合併特例	-	-	-	-	-	-
緊急防災・減災	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正管理	-	-	-	-	-	-
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進	-	-	-	-	-	-
脱炭素化推進	-	-	-	-	-	-
こども・子育て支援事業	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	-	-	-	-	-	-
辺地対策	-	-	-	-	-	-
過疎対策	-	-	-	-	-	-
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調 整	-	-	-	-	-	-
公 営 企 業 債	-	-	-	-	-	-
水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
工業用水道事業	-	-	-	-	-	-
交 通 事 業	-	-	-	-	-	-
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	-	-	-	-	-	-
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	-	-	-	-	-	-
観光その他事業	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補 正 予 算 債	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
合 計	(218)	(201)	(11)	(212)	(6)	(97.1%)
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借 換 債	-	-	-	-	-	-
総 計	(218)	(201)	(11)	(212)	(6)	(97.1%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	-	-	-	-	-	-

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
1 通常収支分	- (218)	- (201)	- (11)	- (212)	- (6)	- (97.1%)
2 東日本大震災分	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合 計	- (218)	- (201)	- (11)	- (212)	- (6)	- (97.1%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。